

新宿区教育委員会会議録

平成30年第2回定例会

平成30年2月2日

新宿区教育委員会

平成30年第2回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成30年2月2日(金)

開会 午後 2時30分

閉会 午後 3時37分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	羽 原 清 雅
委 員	菊 田 史 子	委 員	星 野 洋
委 員	古 笛 恵 子		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	山 田 秀 之	中央図書館長	藤 牧 功太郎
教育調整課長	齊 藤 正 之	教育指導課長	長 田 和 義
教育支援課長	高 橋 昌 弘	学校運営課長	菊 島 茂 雄
統括指導主事	小 林 力	統括指導主事	坂 元 竜 二
統括指導主事	波多江 誠		

書記

教育調整課 管理係主査	高 橋 和 孝	教育調整課 管理係	薬 袋 和 明
----------------	---------	--------------	---------

## 議事日程

### 議案

- 日程第 1 第 3 号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見  
について
- 日程第 2 第 4 号議案 新宿区教育ビジョンについて
- 日程第 3 第 5 号議案 平成 2 9 年度新宿区一般会計補正予算（第 7 号）（案）に関する意見について
- 日程第 4 第 6 号議案 平成 3 0 年度新宿区一般会計予算（案）に関する意見について

### 報告

- 1 平成 3 0 年度区立幼稚園の学級編制について（学校運営課長）
- 2 学校給食で提供した牛乳の異味・異臭発生に関する教育委員会の意見、質問  
に対する回答等について（学校運営課長）
- 3 その他

---

◎ 開 会

○教育長 ただいまから、平成30年新宿区教育委員会第2回定例会を開会いたします。

本日の会議には今野委員が欠席をしておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録署名者は、菊田委員にお願いいたします。

○菊田委員 承知しました。

---

◎ 第3号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について

◎ 第4号議案 新宿区教育ビジョンについて

◎ 第5号議案 平成29年度新宿区一般会計補正予算（第7号）（案）に関する意見について

◎ 第6号議案 平成30年度新宿区一般会計予算（案）に関する意見について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第3号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第2 第4号議案 新宿区教育ビジョンについて」、「日程第3 第5号議案 平成29年度新宿区一般会計補正予算（第7号）（案）に関する意見について」、「日程第4 第6号議案 平成30年度新宿区一般会計予算（案）に関する意見について」を議題とします。

ここで皆様にお諮りをいたします。

第5号議案及び第6号議案は平成30年第1回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会においては、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議としたいと思いますが、第5号議案及び第6号議案を非公開により審議することに御異議ございませんか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。御異議ございませんでしたので、第5号議案及び第6号議案については非公開により審議するものといたします。

それでは、第3号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第3号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について、御説明いたします。

議案概要をご覧ください。

このたびの改正内容ですが、教育委員会の所管に属する学校職員の定数を9人減し、136人から127人に変更するものでございます。

増減事由につきましては、学校用務業務の委託化及び学校警備の短時間再任用化でございます。

学校用務業務の委託化につきましては、学校用務職員の退職不補充や技能系業務の委託化の推進といった区の考え方を踏まえ、平成29年度から実施したもので、来年度も引き続き導入を推進し、新たに4校を委託するものでございます。

また、来年度に短時間再任用職員となる学校警備職員がおりまして、この職員が定数外となるため、退職不補充に伴い、この職員の分を減とするものでございます。

施行期日ですが、平成30年4月1日からとなっております。

それでは、恐れ入ります、新旧対照表をご覧ください。

第2条で職員の定数を定めておりますが、表の中段にございます教育委員会の所管に属する学校の職員の定数を、先ほど御説明したとおり136人から127人に変更しております。

1枚目にお戻りいただきまして、第3号議案の提案理由ですが、新宿区職員定数条例の改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

説明は以上となります。

○教育長 説明が終わりました。

第3号議案について、御意見、御質問をお願いいたします。

○羽原委員 せっかくですので。

9人の減員ですが、学校用務業務の委託先が8人で、警備の方が1人ということですから、直接的な教育に影響があるという問題ではない。その上で、学校用務業務の委託先というのは警備会社などになるのですか。

○教育調整課長 学校用務業務の委託先といたしましては、施設、例えば建物のメンテナンス等を主に行っている事業者で、最近はこの自治体におきましても学校用務の委託化が進んできておりますので、既に十数社が、23区の中で業務委託を受けて実施しているところです。新宿区におきましては、平成29年度から用務業務の委託化を行っておりまして、既に2社が

新宿区内で業務を請け負っているという状況でございます。

今回は、新たにもう1社事業者を選定いたしまして、4月からは合計3社が新宿区内の学校の用務業務を請け負うというような状況でございます。

○羽原委員 つまり、用務業務を委託するわけだから、どういうことを、どういうプロ的企業に頼むかという中身を知りたいのです。

○教育調整課長 委託する中身といたしましては、例えば学校内の清掃、それから受付、また、学校内におきましてはさまざまな施設管理がございます。例えば、体育館の床を清掃する場合に、最近の水を使って行いますと板が剥がれるというような安全面での指導などもございますので、そうした場合に、ビルメンテナンスなどを行っている会社でございますので、専門的な社員をそのときだけ集中的に連れてきて行うといったこともしております。

その他、学校内のさまざまな用務業務として行うもの、これまで用務職員が担ってきたものを全て業務委託するといった内容でございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○羽原委員 はい。

○教育長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 なければ、第3号議案についての質疑を終了させていただきます。

第3号議案については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。第3号議案は原案のとおり決定をいたしました。

次に、第4号議案です。

議案の説明を受ける前に、私のほうから本日に至るまでの経緯について説明をさせていただきます。教育ビジョンについては、教育委員会として、長らくかかってきましたが、この間の経緯等々含めて、議案説明の前に私から御説明をさせていただきます。

御承知のように、当教育委員会では、平成21年3月に現在の教育ビジョンを策定しました。策定から9年が経過し、この間の情報化やグローバル化の進展、教育を取り巻く社会情勢が大きく変化する中で、子どもたちの状況や教育課題の動向などを踏まえて、10年後の子どもたちの育ち・学びを見据えた新たな教育ビジョンを策定することといたしました。

教育ビジョンの策定に当たっては、昨年1月に教育委員会事務局において学校長や関係管理職からなる検討会議を設置し、これまでの取り組み状況や成果、現状や課題などを整理す

るとともに、4月の教育委員会第4回定例会で決定した新たな教育ビジョンの策定方針に基づく検討を行ってまいりました。

あわせて、さまざまな視点から幅広い意見を得るため、学校教職員や社会教育委員から意見を聞くとともに、区立中学校生徒会役員交流会での意見交換を実施いたしました。また、学識経験者や教育委員、保護者や学校関係者などからなる教育懇談会をこの間3回開催し、教育に関する意見を伺いました。

そうした御意見を踏まえ、また並行して教育委員会委員協議会においても検討・協議を重ねた結果、昨年10月、教育委員会第10回定例会で新宿区教育ビジョン（素案）を決定したものです。

その後、10月から11月にかけて、素案に対するパブリックコメントを実施し、そこでは117件の御意見が寄せられました。また、10カ所の地域センターで地域説明会を開催し、延べ96名の参加と75件の御意見をいただいております。御意見をお寄せいただいた皆様、地域説明会においでいただいた皆様には、改めて教育委員会として御礼を申し上げます。

そして、こうしたパブリックコメントや地域説明会などでお寄せいただいた御意見を踏まえ、また素案時点では検討中であった教職員の勤務環境の改善などに向けた取組など、必要な修正や見直しを行った上で最終案として取りまとめ、本年1月24日の教育委員会第1回臨時会での協議を経て、本日議案としてお諮りするものです。

議案の経過については、以上となります。

議案の内容については、教育調整課長から説明をお願いいたします。

○教育調整課長 ただいま教育長のほうからこれまでの経過を御説明いただきました。

その中にもございましたが、本日お手元に御用意しております新宿区教育ビジョンにつきましては、1月24日の教育委員会第1回臨時会におきまして御協議をいただき、その後、最終案として策定し、本日上程させていただいたものでございます。

前回の協議から特に大きな中身の変更はございませんので、内容の説明につきましては省略させていただきまして、本日は新宿区教育ビジョン（素案）に対するパブリックコメントにおける意見要旨と教育委員会の考え方及び地域説明会における意見・質問要旨と回答要旨を参考資料としてお付けしておりますので、御確認をいただきたいと思っております。

教育委員会が今後取り組んでいかななくてはならないことといたしましては、この教育ビジョンを保護者の皆さんや区民の皆さんに広く周知するとともに、区民の教育目標の実現に向けて、このビジョンの中身をきちんと実行に移していくことだろうと思っております。

その意味で、周知に関するこの後の予定を簡単に口頭で申し上げさせていただきますと、来週水曜日、2月7日になりますが、文教子ども家庭委員会におきまして、この教育ビジョンの策定と素案に対するパブリックコメント等の実施計画についてを御報告させていただきます。

その後、区のホームページ上でパブリックコメントの結果を含め、ビジョン全体を公表し、あわせて2月25日号の「広報しんじゅく」にも教育ビジョンの策定について記事を掲載してまいります。

また、保護者や教職員への周知につきましては、今月5日に校園長会、9日に副校園長会を開催いたしますので、まずそこで説明をした上で、3月下旬にはこちらの教育ビジョン本編を学校に配付する予定でございます。

また、保護者や学校関係者の皆様方に、特に一般区民の方もそうでございますが、このビジョン本編全部をお読みになるのはなかなか難しいという状況がありますので、周知用のリーフレット、概要版ということでございますが、そういったものを、今作成を進めている状況でございます。それを4月にお配りして、この教育ビジョンについて、周知を図ってまいりたいと考えております。

また、こちらも新年度になって、7月下旬ごろになろうかと思っておりますけれども、教育ビジョンの周知だけではなく、教育ビジョンに対する理解を深め、意見交換なども含めて、ともに考える機会とすることを目的に、シンポジウムの開催なども考えているところでございます。

第4号議案の提案理由でございますが、新宿区教育ビジョンを策定する必要があるためでございます。

この議案についての説明は以上となります。

○教育長 説明は終わりました。

第4号議案、長らく御協力いただきましてありがとうございました。ここに提案をさせていただきますけれども、何か特段、御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○羽原委員 ちょうど昨年2月にこのビジョンの論議が始まりまして、13カ月間、かなり多様な意見が出て、事務局としては非常にまとめる苦労があったと思います。また10年間を見通すビジョンでありますから、この見通すという作業も大変難しい問題だったと思います。

教育長からお話がありましたが、教育委員の側としては、そのような1年間にわたる事務



局の御苦勞に感謝したいと思います。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかに御質問がなければ、第4号議案については原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 それでは、第4号議案は原案のとおり決定をいたします。

続いて、本来ならば5号、6号の議案をするところですが、報告事項を先にやらせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

第5号議案、第6号議案は報告事項の後にさせていただいて、まず報告1、報告2を受けて、その後に第5号議案、第6号議案とさせていただきたいと思います。イレギュラーな話で恐縮ですけれども、そのようにさせていただきます。

---

◆ 報告1 平成30年度区立幼稚園の学級編制について

○教育長 それでは、報告1について、よろしく願いいたします。

○学校運営課長 それでは、平成30年度区立幼稚園の学級編制につきまして、御報告させていただきます。

平成30年度区立幼稚園の学級編制につきましては、こちらの資料でございますとおり、平成30年1月15日の入園承認日とともに学級編制を固めたところでございます。

表にございますように、まず3歳児でございます。3歳児の学級数は14クラス、定員は280名でございます。この表にございますように、1月15日現在の予定園児数は266名、昨年度比23名の増となっております。定員充足率は95%でございます。

続きまして、4歳児でございます。4歳児は、14学級、定員420名、予定園児数271名で、昨年度比14名の減でございます。学級数は昨年と同様、定員充足率は64.5%でございます。昨年に比べて3ポイント程度下がっております。

続きまして、5歳児でございます。5歳児につきましては、学級数は14学級、420名、予定園児数は281名、昨年度に比べまして28名の増でございます。定員充足率は66.9%となっております。

これら3歳児、4歳児、5歳児の全42学級、定員1,120名に対しまして、予定園児数は818名、昨年度比37名の増となっております。合計の充足率は73%。昨年が69.7%でございまして、3ポイント程度増となっております。

以上が、平成30年度区立幼稚園の学級編制でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 まず、報告1について説明が終わりました。

何か御質問等、ありますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 よろしいでしょうか。

よろしければ、報告1については以上とさせていただきます。

---

◆ 報告2 学校給食で提供した牛乳の異味・異臭発生に関する教育委員会の意見、  
質問に対する回答等について

○教育長 次に、報告2をお願いします。

○学校運営課長 それでは、報告2、学校給食で提供した牛乳の異味・異臭発生に関する教育委員会の意見、質問に対する回答等につきまして、御報告させていただきます。

昨年の12月8日、教育委員会にて御報告させていただいた9月25日に発生しました学校牛乳の異味・異臭に関する報告ですが、教育委員会事務局と株式会社明治とのやりとりですとか、要請、そしてその回答等の内容につきましては御報告させていただいたところでございます。

その際に、教育委員の皆様からいただいた御意見につきまして、12月28日付で株式会社明治代表取締役社長宛に教育長名で文書を出したところでございます。今回は、そちらの文書の内容、そして、それに対する株式会社明治の回答、1月16日付で受けておりますので、そちらの内容について御報告させていただきます。

まず、資料を1枚おめくりいただきまして、資料1となっております。こちらが12月28日付で株式会社明治代表取締役社長宛に教育長名で発信した文書でございます。表裏とございますが、表に意見はまとめさせていただいております。

まず、「意見」ですけれども、(1)から(4)までございます。こちらの内容につきましては、今回の件で児童・生徒に健康被害が出ていないということは一つ安心の材料ではあったのですが、今回の事件について説明が不足しているのではないかと、また、その説明の内容に疑義が生じているといったような意見をいただいたところでございます。また、こちら

の質問に対する回答につきまして、その企業姿勢、誠実さに欠けるような対応が見られたという御意見をいただいたところをこの「意見」でまとめさせていただいたものでございます。

なお、こちらの文書につきましては、株式会社明治戸田工場長に、この文書自体を代表取締役社長が確認したかどうか、そして、確認した後に出される回答かどうかといったところは確認をさせていただき、きちんと社長は目を通して確認をさせていただいております。

次の資料でございます。資料2、こちらが教育委員会の意見・質問に対する回答として株式会社明治から1月16日付で受けた回答となります。

先ほどの質問状の裏面の「質問」につきましては、この回答に全て記載しておりますので、あわせて説明のほうはさせていただきます。

今回の文書ですが、今まで株式会社明治の戸田工場長名のみで文書の回答等を受けていたところですが、今回は株式会社明治本社品質本部の品質保証部長も併記して回答をされているところでございます。

まず、質問（1）でございますが、今回の報告等の中で第三者機関の調査結果といったものが具体的に示されていないという委員の御質問でございました。こちらに対しまして、株式会社明治から埼玉県保健医療部食品安全課及び川口保健所の立入検査票と検査の結果通知書が写しで提出されております。資料2の後ろのほうについてでございますので、後ほど御参照いただければと思います。

続きまして、質問（2）でございます。1,301人の子どもたちが反応した異味・異臭について、なぜ気づけなかったのかといったところを質問させていただいたところでございます。回答としまして、裏面にまいります。検査を行っている株式会社明治のほうでいう専門パネラーという風味等を確認する職員でございますが、こちらの確認の中では気づけなかったといったような内容となっております。また、今回の事故を受けまして、株式会社明治のほうでは、今回寄せられた当日提供された牛乳の味の違いがわかる専門パネラーを約30名選出しまして、その中で今回のような件が発生しないような再発防止策をとっているといったような報告をいただいておりますので、そちらも後ほど資料をもとに御説明させていただきます。

続きまして、質問（3）でございます。質問の内容につきましては、気温、湿度、乳牛のえさなど、飼育環境により風味が変化するというような回答を今まで受けている中で、日常的にそのような変化がどの程度把握されているのか、また、それを公表すべきではない

かといったような質問を投げかけたところでございます。それに対する回答でございますが、資料を添付しております。後ほど御参照いただければと思います。

一般社団法人Jミルクが発行している「牛乳は生きている」という資料の抜粋を添付させていただいております。その中で、牛乳については生鮮食品と同様に一定程度味の違いが出るといったような内容がここで説明されています。

製品の味のばらつきですとかいったところについては、質問の内容の中でどの程度把握しているのかといったような質問をしているところでございますが、なかなかその部分については把握している状況はないという状況でございます。

また、今回の味の違いの部分について、リスクを想定していなかったというような回答もこの中で受けているところで、回答の（２）にございましたとおり、味の違いの部分でより一層のチェック体制が強化されるといったような回答を受けているところでございます。

続きまして、次のページでございます。質問（４）でございます。原因究明の努力が十分に果たされているかといったところの疑問を投げかけさせていただいております。

それに対する回答でございます。

まず、株式会社明治戸田工場の設備に関する点検を自社で行い、そこには異常がなかったと。それであれば、納品された生乳に原因があるのではないかと。その部分を推定したとしております。

また、その製品につきましても、調査は株式会社明治のほうで行った結果、ある特定の地域から提供された生乳に原因があるのではないかとといったような結論を推定としてつけているといったような回答となっております。

この件に関しましては、特定の地域の生乳を受け入れて製品をつくる場合、非常に味のばらつきといったものが出るということで、今後の再発防止策につきましましては、できるだけ多くの地域から生乳を受け入れ、平準化に努めるといったような回答を受けているところでございます。

続きまして、質問（５）でございます。明治戸田工場という法人企業名によって報告書が出されていることは、会社として代表権のない、当事者性もない一工場長が回答していいのかどうか、代表取締役の代表権を持つ社長が回答すべきではないかといったような質問を投げかけさせていただいているところでございます。

裏面の回答（５）でございますが、体制としては株式会社明治全社を挙げて今回の件に取り組んでいるといったような説明がございます。

ただ、学校給食の牛乳の契約につきましては、契約主体が戸田工場長であるといったところから工場長名で回答をさせていただいているといったような回答を受けたところでございます。

続きまして、先ほど御紹介いたしました検査票と検査結果通知書の写しが添付されてございます。どちらも9月26日に検査を行い、検査結果として異常が認められないという検査結果の写しを添付させていただいておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

続きまして、資料3「牛乳は生きている」。先ほど回答の中で触れられていた資料でございます。

Jミルクにつきましては、生乳生産者団体、乳業者団体及び牛乳販売業者団体が構成員となって構成する一般社団法人でございまして、酪農乳業関係者が一体になって生乳及び牛乳・乳製品の生産流通の安定並びに牛乳・乳製品の消費の維持拡大を図るといった目的で設置された団体でございます。

こういったところから出された資料の抜粋でございますが、1枚おめくりいただきますと、「牛乳の味を決める要素とは」という中で、一例として、工業製品と農産物の違いの中で、牛乳については農産物であるといったような説明がされております。

それ以降のページにつきましては、乳牛の生育環境、また品種、そして飼料、気温といった天候の要素といったものが全て生乳の味に影響を与えるといったような説明がされている資料となっております。

続きまして、この資料をおめくりいただきますと、資料4がございまして。報告ということで、こちらも12月18日付の文書なのですが、1月16日に収受をした文書でございます。

こちらの内容というのは、先日、12月8日に御報告させていただいたそれまでの取り組みの内容につきまして、12月7日に東京都を交えて3者でこれからの再発防止策等も含めた対応について口頭で話し合った結果として出された報告書ということで、東京都には12月18日に出されたという文書でございます。

この内容は、12月28日に我々のほうで発信した質問状に対する回答とかなりかぶるところがございますので、抜粋して御説明をさせていただきます。

まず、「はじめに」というところで、今回の件に対する株式会社明治としての取り組みの部分で、先ほども少し触れさせていただきましたが、本社の品質保証部、そして関係部署の本社酪農部、市乳企画部、総務法務部、お客様相談センターといったところの部署と連携して今回の事案に当たっているとといったようなことが書いてございます。

2番目の「対応経緯及び原因追求」につきましては、先ほどの質問状に対する回答の中でほぼ回答を得られているところがございますので、割愛させていただきます。

次に、裏面の3「原因の特定」でございます。

9月25日から昨年中は、製品には問題なかったというスタンスが多く見られたところがございますが、今回、この報告の中で、工場の認識として特定の地域の生乳を単独で使うことが風味に対するリスクが高いとの認識がなかった点。こちらの特定の地域の生乳を使うと牛乳の味がどれだけ変わるのかといったところについてはいまだに疑義が生じるところがございますが、こういったところ。また、今回の風味について、未経験の風味で、出荷判定で良好と判断してしまった。ある一定の会社としての対応の部分について、瑕疵とまでは言わないのですけれども、足りなかった部分があったといったところを認めているところがございます。

続きまして、次のページ、「再発防止策」ですが、先ほどの回答書の中でもございましたとおり、生乳の平準化。より多くの地域からの生乳の受け入れによりまして、味を平準化するといったところ。また、専門パネラーと呼ばれる官能検査員の訓練を引き続き行うとともに、製品の出荷までにその専門パネラーを配置して味の確認を行うといったところが説明されております。

その後のページでございますが、今回の9月25日に生産された学乳のもととなる生乳のコースですとか、ラインごとの各地域の受け入れ状況が図示されたものが別紙1でございます。

また、別紙2につきましては、クーラーステーションと呼ばれるまず生乳が集約されるクーラーステーションの仕組みの内容の部分の紹介でございます。

続きまして、別紙3からが再発防止策になります。上段が対策前、下段が対策後となっております。今まで牧場から生乳を受けて、クーラーステーションに運び、乳業メーカーのタンクに移す。この工程の中で、最初に牧場から生乳を受け入れる際に、今までは臭気検査のみ行われていたものを、風味検査として、口に含んで実際に味等も確認するといったような体制をとりたいということで、案として提示されております。

また、次の別紙4でございます。若干わかりづらい部分もございますが、こちらは上段、下段で生乳の受け入れ。株式会社明治の各工場で持つタンクの中に、なるべく多くの生産地域の生乳をまぜて入れる工程をあらわしております。また、9月25日以降、3つの受け入れのクーラーステーションをふやしまして、なるべく多くの地域から生乳を受け入れるといった体制をとっているという説明でございます。

最後となりますが、別紙5、再発防止策説明図でございます。こちらは、左側が9月25日までの体制、そして別紙5-2、右側が今現在の体制でございます。受乳から充填、そして製品の出荷までの流れにつきましてはほぼ変わりませんが、途中、途中のチェック体制の中に工場内の専門パネラー、味の違いに強い専門パネラーの配置の部分を図示しているものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。

御質問、御意見があれば。

○羽原委員 いろいろ御苦労さまでした。

明治のほうは一定の改革をされたし、また、新宿区の子どもたちがこの企業の製品を当面飲むことがないということなので、一応この件は落ち着かなと思います。

ただ、若干印象を述べさせていただきます。

1つは、当初の回答が、食品企業としてこの程度 of 感覚なのかと。用語の問題なども含めて、若干不十分だったのではないかという印象がいまだに消えません。

それから2つ目としては、9月の事態が、年が明けてどれだけの調査があったかわかりませんが、少なくとも半年近くかかってやっとこの内容の回答かということ。これも一般社会常識からすると、途中経過なり、あるいは十分調査が行き届かない、したがって遅れるという旨を誠実に対応するとか。あるいは、今回の文書もなぜか責任者の名前がないということ。肩書きであるということ。つまり、人物が変わると肩書きだけが生きるととるのか。それとも、一般常識からいえば、肩書きとともに氏名をきっちり示すのが公式文書で、区民全体に答える文書としては基本的な欠落ではないかと感じます。

さらに言えば、この歴史的に著名な企業、しかも口に直接入る食品企業が、1,300人という子どもが異常を感じるような事態にこの程度の姿勢でいいのかなという感じを非常に持っております。給食というものは、学校なり教育委員会に親は大体任せるわけですね。そうすると、そういうものがこの程度のことでもいいのかなという基本的な疑問があるわけです。

僕はある区議からレポートみたいな議会報告をもらって見て、穏やかだな、怒りが少ないなと思う文章が書いてありました。1,300人の保護者に対して、きちんとした説明が行きわたるような内容でなければおかしいと僕は思っているのです。僕が保護者なら非常に怒りを覚える。ただ、報道も少なかったし、発生のときだけの報道ですから、その結果がどうかということにはなかったけれども、公的機関は毅然として取り組まなければいけないと思います。

また、企業としても、100年続いている企業ですから、もう少し社会的な使命というものを認識した対応でなければいけないのではないかと僕自身はそう感じます。

それにしても、いろいろ心配をかけた保護者の方たち、子どもたち、そしてその処理に当たられた皆さんにお詫びと感謝を申し上げたいと思います。

以上です。

○**学校運営課長** まさに今、委員、お話しいただいたとおり、今回の件は、二面性といいますか、生乳という難しい製品を扱う企業として、事故対応ですとか、そのリスク、そして消費者への対応といったところはもう少しきちんをとるべきだと考えております。

そういった中で、9月25日以降、事務局としても明治に対する誠意の見える対応、そして、保護者、児童・生徒に対する対応を求めてきたところでございますが、製品のクオリティーの確保といったところについては多くの改善点が見られるものの、回答の内容ですとかいったところについては残念なところが多くあるかと思えます。

今回の再発防止策につきましては、来週の月曜日、事務局の私と関係職員で一度この戸田工場を確認させていただこうと思っております。そういった中で、今報告に上がっている改善点の内容がきちんと担保されているのかどうかといったものを確認して、戸田工場に戻す戻さないといったところの判断について、まだまだできるかできないかといったことをきょう明日に決められるものではございませんけれども、まずは現場を確認させていただき、また、体制の部分で児童・生徒に安心して飲んでいいよといったことが言えるような体制がとられているかどうかを確認させていただきたいと思えます。

○**教育長** ほかに何か。

○**菊田委員** では、保護者として。

子どもたちは、給食を完食しましょうという目標を立てて、例えば完食ウィークみたいな感じで全部食べようという運動をしたりもします。私たちは保護者として、当然、安心・安全なものが出ると思って子どもを学校に預けますので、安全が確認されない牛乳に対して、毅然とした態度で、時間をかけてでも取り組んでいただいているという事務局の姿勢に敬意を表したいと思えます。

以上です。

○**教育長** ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

[発言する者なし]



○教育長 よろしければ、報告については質疑を終了させていただきます。

ここで傍聴の方に退席いただいて、第5号議案・第6号議案の説明を合わせて教育調整課長からさせていただきます、その後、議案ごとに質疑をしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、傍聴人の方は退席をお願いいたします。

〔傍聴人退席〕

午後 3時36分再開

○教育長 以上で、本日の議事を終了させていただきます。

報告1・2については、先に質疑をさせていただきました。

---

◆ 報告 3 その他

○教育長 報告事項3、その他ですけれども、事務局から報告事項はありますか。

○教育調整課長 特にございませぬ。

---

◎ 閉 会

○教育長 以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会とさせていただきます。

午後 3時37分閉会